

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

令和6年度「林材業年末年始無災害運動」の実施について

日頃より、林材業労働災害防止活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、令和6年12月1日から令和7年1月15日を実施期間として展開されます。

令和6年の栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は10月末現在1,648人と昨年同時期より35人減少(2.1%減少)しておりますが、死亡災害による被災者数は12人(昨年同時期より1人減)を数え、誠に由々しき事態となっております。

一方、林業における労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は本年10月末現在15人で昨年同時期より2人の減少、木材製造業においては27人と昨年同時期より4人減少している状況にあります。

また、林業においては、本年10月以降立て続けに重篤な労働災害が発生し、うち1件は死亡労働災害となり、非常に憂慮すべき事態となっていることから、今般、栃木県環境森林部林業木材産業課長から、別添「林業労働災害防止対策のより一層の強化について」(令和6(2024)年11月19日付け林木産第438号)により、林業労働災害防止対策のより一層の取組強化要請があったところです。

特に、林業では、これからの時期は労働災害の大半を占める伐木作業、集材作業が本格化する中、年内における労働災害の発生増加に予断を許さない状況にあり、また、木材製造業では、非定常作業における労働災害が増加していることから、年末年始にかけてこれらの作業に対する安全への配慮がより一層必要となります。

つきましては、この度発生した林業における重篤な労働災害や死亡労働災害の事案をも踏まえ、人命尊重を最優先とし、より一層の各種労働災害防止対策を一つひとつ着実に推進することが求められているところであり、これ以上の労働災害を起こさないためにも、林材業の会員事業場の皆様におかれましては、経営トップが先頭に立ち、自主的な労働災害防止活動を強化し、下記の取組事項を速やかに実施されますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年度年林材業年末年始無災害運動実施期間

令和6年12月1日～令和7年1月15日

2. 会員事業場の取組事項

(1) 林業関係事業場における実施事項

- ①伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置の徹底
(作業計画の作成、作業指揮者の配置、防護衣等着用及び安全な伐倒作業の徹底)
- ②かかり木の処理作業における安全作業の点検と禁止事項の遵守の徹底
- ③車両系木材伐出機械作業による安全作業の点検と禁止事項の遵守の徹底
(作業計画の作成、用途外使用の禁止、幅員の確保・制限勾配の設定、接触及び立入禁止措置の実施等)
- ④簡易リスクアセスメントの定着と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑤KY（危険予知）活動を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑥現場安全点検パトロールの実施
- ⑦騒音障害防止ガイドラインの周知と騒音障害の防止対策の徹底
- ⑧高年齢労働者と新規就労者の教育の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑨冬期間における路面の凍結や積雪等による安全対策の徹底
- ⑩労働災害発生時の連絡体制の確認と迅速な情報提供の確立（休日を含む。）

(2) 木材製造業関係事業場における実施事項

- ①木材加工用機械の安全な機械の採用及び使用、安全な作業方法の徹底
- ②機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の作業に係るマニュアルの整備
- ③トラック・荷台等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ④トラックへの積載重量の遵守と合理的な運行時間の確認
- ⑤フォークリフトによる積卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底
- ⑥騒音障害防止ガイドラインの周知と騒音障害の防止対策の徹底
- ⑦危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑧簡易リスクアセスメント等の定着と自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ⑨職場における健康管理の充実と快適な職場環境の形成推進
- ⑩安全衛生教育の実施の徹底

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤



林木産第 438 号
令和 6 (2024) 年 11 月 19 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部支部長 様

栃木県環境森林部林業木材産業課長

林業労働災害防止対策のより一層の強化について (通知)

林業労働災害の防止につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、県内林業経営体においては、労働災害防止に向けた取組に御尽力いただいているところですが、本格的な伐採作業時期を迎え立て続けに重篤な労働災害が発生し、うち1件は死亡災害となり、非常に憂慮すべき事態に至っています。

つきましては、労働安全規程等の再確認、伐採作業等における基本動作及び防護衣等着用 of 徹底、作業前のリスクアセスメントの実施、危険予知活動、作業後のヒヤリハット報告、通信環境の確認などの基本的な取組が確実になされるよう周知及び安全指導をしていただきますようお願いいたします。

なお、今回の重篤な労働災害は、いずれも元請経営体からの作業を請け負っていた経営体で発生していることから、日頃下請けにて事業を受注しているような小規模の経営体に対しても各種安全講習会等へ積極的に参加いただくよう指導をお願いいたします。

記

1 労働災害概要 (労働災害速報に基づき記載)

No.	年代・性別	作業種別	災害の概要
	経験年数	使用機械	
1	60代・男性	伐倒	【状況】間伐作業において、被災者がスギ(根元直径 25 cm) を等高線上に伐倒しようとした際、何らかの原因により伐倒方向が斜面下方向に変わり、斜面下方の立木 2 本の間に入り込んだ。その反動で元口が退避していた被災者方向に跳ね、被災者の背中に当たった。 なお関連性は不明だが、激突したスギを伐倒する際、すでに伐倒していたスギが、斜面下方にあった立木 2 本のうちの 1 本のかかり木となっていた。 【症状】肋骨の骨折、肺に穴が空く等内臓の損傷、重傷 【原因・対策】伐倒木の重心位置の見極めが十分ではなく、適切な受け口の深さやつる幅を確保しなかったため。また、 <u>退避場所の選定に当たっては、立木の陰等の場所を選ぶこと。なお、かかり木は放置せず速やかに処理すること。</u>
	6年	チェーンソー	
2	50代・男性	伐倒	【状況】ほとんど手入れがされていないスギ・ヒノキ林の皆伐作業において、スギ立木 3 本が 1 本の太いツルに絡んでいたことから、最初にツルを切り離し、退避方向を事前に決め伐倒作業に入った。立木を 2 本伐倒しても倒れず、3 本目を伐倒した際に、ようやく 3 本が予定どおりの方向に倒れたが、被災者が事前に決めた方向とは逆方向へ退避したところ、予期せず斜面上部のヒノキ枯損木が退避した方向へ倒れ激突した。 なお、ヒノキ枯損木がツル絡みしていたかは確認できず、倒れた理由は不明。 【症状】死亡 【原因・対策】事前に決めた退避場所と逆方向へ退避してしまったため。また、伐倒の際、 <u>危害を受けるおそれのある枯損木等を事前に処理しなかったため。なお、ツル絡みにより伐倒木が倒れなかった場合は、ロープ等のけん引具を用いて 1 本 1 本確実に倒すこと。</u>
	11年	チェーンソー	

2 添付資料・リーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！」



生産力強化担当 岡山
TEL 028-623-3273